



令和元年5月8日

各 位

会社名 三重交通グループホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小倉 敏秀
 (コード番号：3232 東証一部、名証一部)
 問合せ先 総務人事グループ部長 山本 正明
 (TEL 059-213-0351)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和元年6月14日開催予定の第13期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の目的事項を現状に即し整理するとともに、当社子会社の今後の事業展開に備えるため、第2条に一部変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行条文	変更条文案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(6) (省 略) (7) 飲食店業及び宿泊業 (8)～(9) (省 略) (新 設) (10)～(18) (省 略) (新 設) (19)～(20) (省 略) (新 設) (新 設) (21) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務 2 (省 略)	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(6) (現行どおり) (7) <u>ドライブイン業及び飲食店業並びにホテル業及び宿泊業</u> (8)～(9) (現行どおり) (10) <u>サービス付高齢者向け住宅事業</u> (11)～(19) (現行どおり) (20) <u>施設等の警備業務請負業</u> (21)～(22) (現行どおり) (23) <u>農産物の生産、加工及び販売</u> (24) <u>農産物直売所、観光農園及び貸農園の運営</u> (25) 前各号の目的達成に関連のある一切の業務 2 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 令和元年6月14日(金曜日)

定款変更の効力発生日 令和元年6月14日(金曜日)

以 上